

◎臨港地区内の建築物の用途制限の概要

臨港地区内の建築物の用途制限					商港区	工業港区	漁港区	保安港区
	建てるられる用途	建てられない用途						
港湾施設	外郭施設、臨港交通施設、航行補助施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設		○	○	○	○		
	係留施設、荷さばき施設、船舶役務用施設		○	○			○	
	保管施設、移動式施設		○	○				
	旅客施設		○					
空港施設	空港施設		○					
工業施設等	港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設		○					
	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供するための情報処理施設、電気通信施設及びその附帯施設、並びにこれら工場に附属する研究施設及びその附帯施設			○				
	下水処理施設			○				
	危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設						○	
漁業施設	消火施設その他の危険防止施設						○	
	漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設、給氷施設、修理施設、造船施設及びその附帯施設					○		
	漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設					○		
	冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設					○		
流通施設	製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場及びこれらの附帯施設					○		
	網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設					○		
	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設、流通加工施設及びその附帯施設		○					
	港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場		○					
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、ひき船業、船舶給水業、船舶燃料補給業、船舶修理業、港内清掃業、けい離船業、貿易業、水先案内業、船舶用食料供給業、海事代理士業、港内公害防止業、サルベージ業を行う者の事務所		○	○				
	船舶用品販売業を行う者の事務所及びその附帯施設			○				
	漁業会社、漁業組合その他水産物に係る事業を行う者の事務所及びその附帯施設					○		
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所							○
官公署	税關、入国管理事務所、検疫所、地方運輸局、気象台、海上保安部、開発建設部、警察署、消防署、水産試験場、漁業研修所及びその附帯施設		○	○	○	○		
	航路標識事務所、食糧事務所、海上自衛隊及びその附帯施設		○	○			○	
	防疫所及びその附帯施設		○	○	○			
	水産物地方卸売市場及びその附帯施設					○		
利便施設	港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗、旅館、ホテル、船舶用品店、小規模飲食料品店、土産品店、小規模日用品店、ガソリンスタンド		○					
	漁業関係者の利便の用に供するための船舶用品店、小規模飲食料品店、土産品店、小規模日用品店						○	
	港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、研修施設、共同利用施設		○					
	休泊所、診療所及びその附帯施設		○	○	○			

※ 本表は、臨港地区内における用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。